

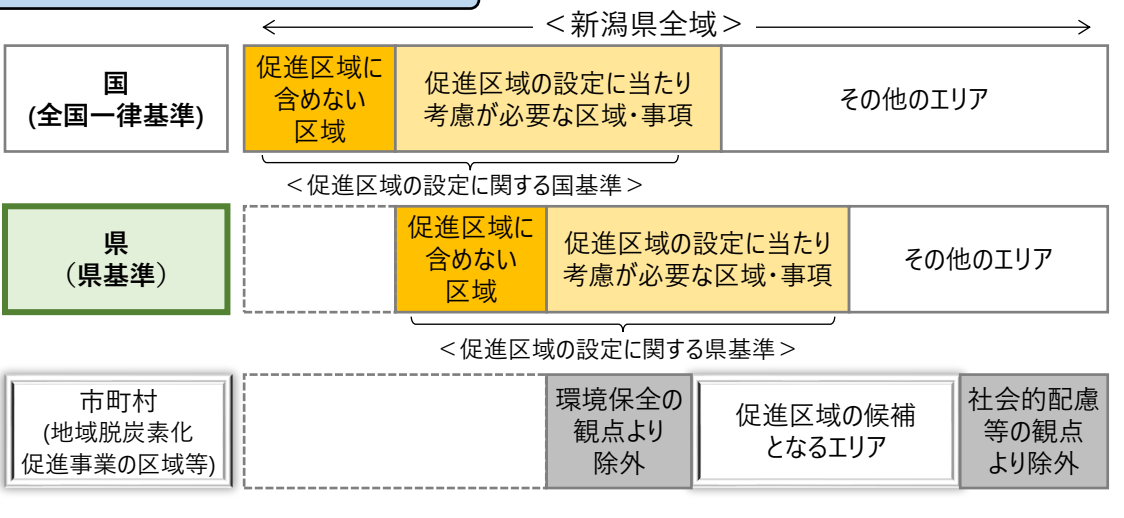
## 位置づけ

- 「地域脱炭素化促進事業」制度は、地域の円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながる再生可能エネルギー（再エネ）の導入を促進するもの。
- この制度において、市町村が、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）を定める際、以下に示す環境保全に係る国・県の基準を踏まえる必要がある。
- この基準は、県地球温暖化対策地域推進計画（2017-2030）の別冊として定める。

## 対象とする地域脱炭素化促進施設の種類の種類

- 太陽光発電施設、 風力発電施設、
- 水力発電施設、 地熱発電施設、
- バイオマス発電施設

## 区域設定のイメージ



## 促進区域の設定に当たり考慮が必要な区域

関係法令等	区域の名称	備考
自然公園法	国立/国定公園（第2種特別地域、第3種特別地域、普通地域）	<国>
新潟県立自然公園条例	県立自然公園（第2種特別地域、第3種特別地域、普通地域）	
種の保存法	生息地等保護区の監視地区	<国>
砂防法	砂防指定地	<国>
地すべり等防止法	地すべり防止区域	<国>
急傾斜地災害防止法	急傾斜地崩壊危険区域	<国>
土砂災害防止法	土砂災害特別警戒区域	
森林法	保安林（航行目標保安林を除く）	<国>

<国> ...国の基準（温対法施行規則第5条の2第1項第2号）

## 促進区域に含めない区域

関係法令等	区域の名称	備考
自然公園法	国立/国定公園（特別保護地区、海域公園、第1種特別地域）	[国]
新潟県立自然公園条例	県立自然公園（第1種特別地域）	
自然環境保全法	原生自然環境保全地域	[国]
	自然環境保全地域（特別地区、普通地区）	
新潟県自然環境保全条例	自然環境保全地域（特別地区、普通地区）	
	緑地環境保全地域	
鳥獣保護管理法	鳥獣保護区の特別保護地区	[国]
種の保存法	生息地等保護区の管理地区	[国]
新潟県希少野生動植物保護条例	生息地等保全地区	
河川法	河川区域	水力以外

[国] ...国の基準（温対法施行規則第5条の2第1項第1号）

## 促進区域の設定に当たり考慮が必要な事項（一部抜粋）

環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	環境配慮の考え方
--------	---------	------	----------

（全施設共通の考慮が必要な事項の例）

動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・鳥獣保護区 ・生息地等保護区	・EADAS ・環境省HP ・県HP等	・鳥獣保護区（特別保護地区以外）又は生息地等保護区の監視地区を含む場合は、当該区域の改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。
-----------------------	--------------------	---------------------------	---

（太陽光発電施設を対象とした考慮が必要な事項の例）

反射光による影響	・周辺施設の情報（学校、病院、福祉施設、住宅等）	・EADAS ・市町村HP ・国土数値情報 ・地形図、国土基本図、土地条件図等	・太陽光の反射光に配慮すること。 ・周辺に施設がある場合、必要に応じ、反射を抑えた仕様の太陽光パネルの採用、太陽光パネルの傾きの調整、周囲に植栽を施す等、反射光への対策を行うこと。
----------	--------------------------	--	---

EADAS ...環境省「環境アセスメントデータベース」